

中国公船の我が国領海侵犯と不法行為に抗議する意見書

去る5月8日、中国海警局の公船2隻が、沖縄県尖閣諸島付近の日本領海に侵入し、操業中の日本漁船を追尾するという事案が発生した。

この問題に関し中国外務省は、「日本の漁船は中国の領海で、違法に操業していたため海域から出るように求めた。日本の海上保安庁の違法な妨害にも対応した。」などと発表し、自らの不法行為を正当化している。

尖閣諸島は国際法上も歴史的にも日本の領土であり、中国の主張は断じて認められない。中国政府に対し、強い憤りを持って断固抗議する。

日本政府には、毅然とした態度で中国の力による支配を排除し、日本の主権を断固守り抜くことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出する。

令和2年6月19日

川口市議会議長

内閣総理大臣
外務大臣
国土交通大臣
防衛大臣
様